

## 平成 25 年 10 月 24 日参議院予算委員会議事録

○委員長（山崎力君） 次に、松沢成文君の質疑を行います。松沢成文君。

○松沢成文君 安倍総理、お元気ですか。ごぶさたをしておりました。

参議院のみんなの党の松沢成文でございます。

私もずっと地方自治にかかわっておりまして、十年間国会を離れておりまして、十年ぶりの国会質問でございます。よろしく願いをいたします。

今、小野理事の方から大変シビアな質問がありました。私は、少し話題を変えて質問したいと思います。

オリンピック招致、安倍総理、ブエノスアイレスまで行かれて見事なプレゼンテーションをなされました。総理が先頭に立って頑張って見事な招致を勝ち取った。私は国民としても大変うれしく思っておりますし、総理の御努力に感謝を申し上げます。

そこで、オリンピック招致が決まったのはゴールでなくてスタートなんですね。二〇二〇年に向けて日本国としてこのオリンピックを成功させるために様々な準備をしていかなきゃいけない、これが大切なんです。

さあ、総理、どういう考えで、どういう思いで準備万端整えていくのか。その決意をまずお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 二〇二〇年の東京大会では、これは世界中のアスリートがベストな競技をできるようにしっかりと体制を整えていく、そして同時に、たくさんの恐らくオリンピックを見に来られる方々が日本にやってこられる、そういう皆様に日本にしかできないおもてなしでお迎えをしたいと、このように思います。まさにオリンピックの歴史に残るような大会としていきたいと思っております。

そしてまた、同時に、東京のみならず日本中が活力を取り戻すことにこのオリンピックを生かしていきたいとも考えておりますし、何よりもオリンピック招致の目的としては、オリンピック精神を世界に発信できるのは日本だけであるということを申し上げたわけですが、同時に、日本がこの東京オリンピックを開催することによって、二年前に多くの国々から東日本大震災において御声援、御支援をいただきました、その恩返しのためにもしっかりと復興した姿をお見せしたいと、このように思うわけでございます。

今委員がおっしゃったように、オリンピック招致決定成功は、これはゴールではなくてまさにスタートでございます。まだ七年あるということではなくて、もう七年しかないという気持ちで取り組んでいきたいと思っております。

○松沢成文君 是非とも準備万端、政府を挙げて頑張っていたいただきたいと思っております。

ちょっとここで話題が変わりますけれども、実はオリンピック成功とたばこ対策というのは大変深い関係があるんですね。

まず、総理にお伺いしますが、ちょっとプライベートな質問になりますけれども、総理はたばこを吸いますか。吸う吸わないあると思いますが、受動喫煙の防止、つまりたばこを吸

わない人が吸っている人の煙を吸わされて健康被害に遭う、これは危害であるということ  
で条約まで作って、きちっと各国防止しなさいと言っているんですね。この受動喫煙の防止  
対策についての認識、お考えも併せてお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 私は、大体二十四、五歳ぐらいまでたばこを吸っておりま  
して、その後、たばこをやめたわけでございます。吸っているときには、この受動喫煙がい  
かにその受動喫煙の立場に立たされる人が不愉快だということは気付かないわけでありま  
すが、これは、やめた途端にこれがよく分かるんですね。

ですから、そういう意味におきましては、これから健康寿命を延ばしていくというのが国  
としての大きな目標でございます。そして、重要な課題でありますから、受動喫煙防止対策  
はがんを始めとする生活習慣病の予防において重要な柱であると、このように考えており  
ます。

○松沢成文君 麻生財務大臣、財務大臣はたばこ行政を仕切っているんですね、たばこ事業  
法の下に。大臣は何か葉巻を吸うというふうに聞いたことあるんですが、大臣は喫煙者でし  
ょうか否か、そしてまた受動喫煙防止対策についてどういう認識を持っているか、お聞かせ  
ください。

○国務大臣（麻生太郎君） 葉巻は吸います。家系として吸っているわけじゃないんです  
が、昔から、四十歳ぐらいから吸っていると記憶します。

受動喫煙の防止というのは、これは今、安倍総理の答えられたとおりなんです、基本的  
には嫌な人がおられたらなるべくその人と付き合わないか吸わないか、どちらかだと思っ  
ております。

○松沢成文君 田村厚労大臣、厚労大臣は健康面からたばこの規制を担当していますよね。  
厚労省は二〇二二年までに日本の喫煙率を一二%まで下げるというすごいアグレッシブな  
目標を立てました、今二〇%ですからね。そのトップリーダーですから、まさかたばこは吸  
わないとは思いますが、喫煙するかどうか、それから受動喫煙防止対策についてどういう認  
識をお持ちか、お聞かせください。

○国務大臣（田村憲久君） 厚生労働大臣になるためではないんですけども、数年前にた  
ばこをやめました。

受動喫煙をどう思うかということでございますが、吸っているときから、やはり人の煙は  
非常に気になるわけでありまして、決していいものではないと、そういう思いもあって私自  
身もやめたわけでありましてけれども。

我が国においては、第二次の健康日本 21 でこの受動喫煙対策、しっかりと数値目標を置  
いてやっているわけでありまして、一例申し上げますと、行政機関、医療機関、これ現在一  
六・九、一三・三、これぐらい受動喫煙あるわけでありまして、これを〇%にするであり  
ますとか、幾つかの基準を持って、今それに向かっていろいろと対策を進めておるようなと  
ころでございます。

○松沢成文君 三大臣とも、受動喫煙防止対策、前向きに進めていくべきだと、こういう意

見でございました。

さて、皆さん、パネルを見てください。(資料提示) たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約というのがございます。日本も当然入っております。世界の百七十七か国、ほとんどの国が入っている。人口でいうと八八%の世界の人々がこの条約の加盟国の下にあります。

この条約は、日本が入るときに、日本の政府の職員が行って議論に加わって、それで合意をしているんですね。ガイドラインについてもそうなんです。何と書いてあるか。受動喫煙から保護するために、各国は効果的な立法上、執行上、行政上又はその他の措置を採択し、及び実施すると。そして、そのガイドライン、ガイドラインはこういうやり方でやるのがいいですよということなんですけれども、たばこの煙にさらされることから人々を保護するための立法措置が必要である、法律は単純明快で、かつ強制力を持たなければならない、効果的な法律では、影響を受ける事業施設と個人喫煙者の双方に遵守の法的責任を課し、違反した場合は罰則を科すべきであるとなっているんです。

日本はこの条約の締約国です。でも、日本は、この条文からすると、全く対策が遅れているんですね。まあ、こう言うと、恐らく厚労大臣は、日本にも健康増進法がある、その二十五条で受動喫煙の防止をうたっていますよと、こう言うと思います。でも、あれは努力義務なんですね。ですから、法的な強制性は全くないんです。

さあ、皆さん、世界の国々見てみると、アフリカの途上国はまだまだのところがありますが、ヨーロッパ、アメリカ、アジア、もう各国がほとんど強制力を持っている。つまり、罰則規定を持った受動喫煙の防止法、防止条例を持っているんですね。失礼ですが、韓国も中国も台湾も全部作りました。持っていないのは日本と北朝鮮ぐらいです。

皆さん、この条文に照らして、全く日本は受動喫煙の防止対策が遅れているんですね。このままだと、総理、これは条約違反だと言われちゃいますよ。条約を守るのは、憲法九十八条で務めなんです。条約を守らない公務員は、憲法違反なんです。これをきちっとやらないと、日本はWHOから本当にひどい国だと、条約に入っていながらずっと逃げ続ける。

皆さん、この条約の締結国の中で補助金を分担しているんですが、日本は負担率第一位です。一番お金を出してこの条約をやらなきゃいけない立場なのに、日本だけがこの法制化が遅れている。このことについて、総理大臣、見解を求めます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今御指摘の受動喫煙防止対策について、強制力を持ったものを今措置をしておりますが、その中においても、健康増進法に基づいて、多数の人が集まる施設の管理者に受動喫煙を防止するための対策を促すとともに、事業主を対象とした講習会等への支援や相談窓口の設置を行ったり、さらに政府として、今年度から開始をした第二次健康日本21において受動喫煙の減少を数値目標として掲げています。

一方、今御指摘の強制力を持った立法措置とすることについては、この問題に対する国民各層の様々な御意見や議論の趨勢などを見ていく必要があるわけございまして、いずれにいたしましても、受動喫煙防止のための様々な対策をしっかりと進めていきたいと思っております。

○松沢成文君 いろいろ国民の意見も聞いて進めていきたいということですが、ただ、そんなことを言っていられないんです。実は、オリンピック招致決まりました。これからオリンピックをやるんです。WHOとIOC、国際オリンピック委員会では、オリンピックにおける、簡単に言えばたばこの撲滅協定というのを結んでいるんです。つまり、オリンピックをやる都市は、スポーツの祭典なんだから健康的な都市環境じゃなきゃ困ると、きちっとたばこ対策をやっておいてくださいねという協定があるんですね。

それで、これはオリンピックを、関係する都市、みんな持っています。北京は北京オリンピックをやるためにちゃんと条例作りました。そして、ソチ、リオデジャネイロ、これからオリンピックやります。こういう国は、みんなこの協定もあるし条約もあるから、きちっと禁煙法を作っているんです。これは罰則付きです。東京だけが逃げ続けているんです。オリンピックやるためにもきちっとやらなきゃいけないと思うんですね。

それからもう一つは、ア・ガイド・ツー・タバコフリー・メガイベント、これはWHOがスポーツのメガイベント、つまりオリンピックやサッカーのワールドカップ、これをやる都市はきちっとたばこ対策をやっておいてください、こうあるんです。中の言葉を引用すると、イベントの開催都市を選択するための最重要基準として、一〇〇%スモークフリー方針を作り徹底させる、法律で定めることが望ましいとなっているんです。

総理、オリンピック成功させたい、そのためには準備万端やっていく。もちろんハードの整備も必要でしょう。でも、オリンピックをやる都市に、WHOとIOCが協定を結んで、きちっとこういう対策をやっておいてくださいねと要請をしているんです。受動喫煙防止条例は、オリンピックをやる以上待ったなしなんです。

幸い、私が県知事のとときに神奈川県で受動喫煙防止条例作りました。いいひな形ありますから、それをきちっとまねして作っていただきたいと思います。

最後に、総理はおもてなしと言いました。滝川クリステルさんがおもてなしと、有名になりましたね。世界中の国にはもうこういう法律があって、観光客が二千万人来るんです。そういう人たちが東京に行って、レストランに行った、ホテルに行った。えっ、たばこの対策できてないの。みんな、おもてなしどころか不信感を持ちますよ。

だから、政府としてもうここは決断してください。財務省は消極的なんです、たばこ事業法、JT抱えているから。厚労省はやりたいんです。でも、厚労省は財務省に頭が上がりません。だから、だから総理が総理大臣として、省庁の垣根を越えて日本はオリンピック成功させるために受動喫煙防止法を作る、そう宣言いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 松沢委員の今の御意見も踏まえながら、海外から来られる方々に対していかにおもてなしをしていくか。これは、神奈川県でそういう条例を作っておられるということはよく承知をしております。これは東京都で条例で対応していくのか、あるいは国として法律を作っていくのか、あるいはまた、更に今進めている様々な政策を進めていくことによって成果を上げていくということも含めて検討をしていきたいと、研究を

していきたいと思っております。

○松沢成文君 以上です。

○委員長（山崎力君） 以上で松沢成文君の質疑は終了いたしました。（拍手）